春の叙勲、危険業務従事者叙勲、褒章

春の叙勲、危険業務従事者叙勲、褒章の各受章者が発表されました。昭島市で受章された方を紹介します。

【叙勲】

◎瑞宝小綬章

＊法務行政事務功労

青木 惺さん(中神町)

◎瑞宝双光章

＊消防功労

秋山三郎さん(拝島町)

【危険業務従事者叙勲】

◎瑞宝双光章

＊警察功労

横山忠彦さん(緑町)

◎瑞宝単光章

＊警察功労

海沼世次さん(美堀町)

【褒章】

◎黄綬褒章

＊業務精励(自動車整備工・卓越技能)

杉山裕二さん(田中町)

子ども・子育て会議の市民委員を募集

子ども・子育て支援に関する事業計画や、地域型保育事業の認可などについて審議する市民委員を募集します。会議は年3回程度、平日の夜間に開催予定です。

他の審議会・委員会などの委員は応募できません。

◇対象　20歳以上の市民の方

◇募集人数　3人(多数選考)

◇任期　8月1日～平成31年7月31日

◇応募　応募の動機を400字以内にまとめ、住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入し、6月30日(必着)までに〒196-8511　市役所教育保育係へ

☆詳しくは、教育保育係へ。

国民年金保険料の納付が困難な方へ 免除・納付猶予の制度をご利用ください

免除・納付猶予制度とは

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、免除または猶予される制度があります。

免除や猶予を受けないまま保険料を納めずにいると、障害のある状態になったり死亡したりした場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがありますので、ぜひこの制度をご利用ください。

◉免除制度

本人、配偶者及び世帯主の前年所得が一定の基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が免除されます(要件あり)。

免除期間は、老齢基礎年金受給資格期間に算入されますが、将来受け取る年金額は、保険料を全額納付した場合に比べて少なくなります。

免除には、保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部が免除され、残りの保険料を納付する「一部免除」があります。

一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。一部免除の承認を受けた方は、後日、年金事務所から送付される一部免除額用の納付書で、指定の保険料を納めてください。納めないと未納扱いになりますので、注意してください。

◉納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が一定の基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます(要件あり)。

猶予期間は、老齢基礎年金受給資格期間に算入されますが、将来受け取る年金額の計算には反映されません。

◉保険料の追納

追納とは、免除・猶予期間から10年以内であれば、希望により後から保険料を納付できる制度です。

追納した期間は、全額納付した期間と同じ扱いになります。

ただし、免除・猶予期間の翌年度から起算して3年度目以降(29年4月～30年3月分であれば32年4月以降)に追納する場合は、経過期間に応じた加算額が、当時の保険料額に上乗せされます。

申請の受け付けは7月3日から

今年度分(29年7月～30年6月分)の免除または納付猶予を希望する方は、7月3日以降に市役所年金係または東部出張所で申請してください。後日、年金事務所から結果通知が届きます。

昨年度分(28年7月～29年6月分)について全額免除または納付猶予の承認を受け、既に継続を希望した方は、申請する必要はありません。

申請時点の2年1か月前の月分まで遡って申請できます。

ただし、申請が遅れると障害基礎年金などを受け取れない場合がありますので、早めに申請してください。

◉問い合わせ先

＊申請書の提出＝市役所年金係

＊免除・猶予の承認、納付書の送付、追納の申し込み＝立川年金事務所☎042-523-0352へ。